

第百六十九回国 参議院 総務委員会 會議録 第一号

平成二十年二月一日(金曜日)  
午後零時二十分開会

委員氏名

委員長 高嶋 良充君  
理事 加藤 敏幸君  
理事 那谷屋正義君  
理事 内藤 正光君  
理事 河合 常則君  
理事 末松 信介君  
理事 梅村 聡君  
理事 加賀谷 健君  
理事 行田 邦子君  
理事 樺葉賀津也君  
理事 武内 則男君  
理事 外山 齋君  
理事 長谷川憲正君  
理事 吉川 沙織君  
理事 泉 信也君  
理事 磯崎 陽輔君  
理事 岸 信夫君  
理事 世耕 弘成君  
理事 二之湯 智君  
理事 溝手 顕正君  
理事 吉村剛太郎君  
理事 魚住裕一郎君  
理事 弘友 和夫君  
理事 山下 芳生君  
理事 又市 征治君

委員

内藤 正光君  
末松 信介君  
梅村 聡君  
加賀谷 健君  
行田 邦子君  
樺葉賀津也君  
武内 則男君  
外山 齋君  
長谷川憲正君  
吉川 沙織君  
磯崎 陽輔君  
岸 信夫君  
世耕 弘成君  
二之湯 智君  
溝手 顕正君  
吉村剛太郎君  
魚住裕一郎君  
弘友 和夫君  
山下 芳生君  
又市 征治君

衆議院議員

修正案提出者 今井 宏君  
修正案提出者 小川 淳也君  
修正案提出者 原口 一博君  
修正案提出者 榎屋 敬悟君  
事務局長 増田 寛也君  
総務大臣 高山 達郎君  
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣)

提出、衆議院送付)

○委員長(高嶋良充君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。増田総務大臣。

○国務大臣(増田寛也君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

平成十九年度分の補正予算により、同年度分の地方交付税が二千九百九十二億一千五百万円減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成十九年度分の地方交付税の総額の特例として二千九百九十二億一千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、平成十九年度に行うこととしていた交付税特別会計借入金償還を繰り延べ、償還予定額五千八百六十九億円を平成二十年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、地方税の平成十九年度における減収に対

処するために発行する地方債については、普通建設事業等に充当し切れない部分がある場合においては、充当対象を拡大できる旨の特例を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところでございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(高嶋良充君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員小川淳也君から説明を聴取いたします。小川淳也君。

○衆議院議員(小川淳也君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

この修正は、政府原案の問題点を踏まえ、衆議院総務委員会における各党間の協議を経て行われたものでございます。

その内容は、地方税の減収に伴う地方債の特例に関する事項でございます。

政府原案では、地方財政法第三十三条の五の三におきまして、地方公共団体は、地方税の減収により、地方財政法第五条の地方債を起すこともなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、「平成十九年度に限り」、地方債を起すことができるものとしておりますが、本修正では、これを「当分の間、各年度において」、地方債を起すことができるものとしたしております。

以上が本法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い

出席者は左のとおり。

委員長 高嶋 良充君  
理事 加藤 敏幸君  
理事 那谷屋正義君

願ひ申し上げます。

○委員長(高嶋良充君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

一月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

(小字及び――は衆議院修正)

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三号及び第四号」を「第四号から第六号まで」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法以下この条において「旧法」という。」「を「旧法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「三十三兆三千三百三億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千三百三億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下この条において「旧法」という。))附則第四条の第二項の規定において平成十九年度分の交付税の総額に加算することとされてきた額のうち二千九百九十二億千五百万円  
附則第四条第一項に次の一号を加える。  
六 第三号に掲げる額から地方交付税法等の

平成二十年二月六日印刷

一部を改正する法律(平成二十年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を控除した額に相当する額 五千八百六十九億円

附則第四条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十年度」を「平成二十年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十一年度」に改め、同項の表中「八千六百九十二億円」を「七千六百九十九億九千九百九十二億円」を「六千六百九十五億円」に、「七千二百三十三億円」を「六千二百三十四億八千五百万円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条第一項第六号に掲げる額を加算する。

附則第四条の三第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「三十三兆三千三百三億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千三百三億九千九百九十四万八千円」に改め、同項の表中「一兆三百九十八億円」を「一兆七百六十六億円」に、「二兆四千四百三十八億円」を「一兆八千八百四十三億円」に、「一兆二千五百八十二億円」を「一兆三千二百八十八億円」に、「一兆三千八百四十億円」を「二兆四千三百三十億円」に、「一兆五千二百二十四億円」を「一兆五千七百六十三億円」に、「一兆六千七百四十六億円」を「一兆七千三百三十九億円」に、「一兆八千四百二十一億円」を「一兆九千七百七十三億円」に、「二兆二百六十三億円」を「二兆九百八十一億円」に、「二兆二千二百八十九億円」を「二兆三千七十八億円」に、「二兆四千五百十八億円」を「二兆五千三百八十七億円」に改める。

附則第九条中「額は」の下に「平成十九年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号に掲げる額を加算した額とし」を加え、「同条の規定により算定した額に第一号」を「第二十四条の規定により算定した額に第一号」に改め、同条第二号中「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同条第二号の表中「八千六百九十二億円」を「七千六百九十九億九千九百九十二億円」を「六千六百九十五億円」に、「七千二百三十三億円」を「六千二百三十四億八千五百万円」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の三の見出し中「平成十四年度」を「平成十九年度」に改め、同条中「平成十四年度」を「平成十九年度」に改め、「所得割、」を削り、「所得割及び法人税割並びに」を「法人税割及び」に改め、「かわらず」の下に「当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で」を加える。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

平成二十年二月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局